



2026 年 3 月 24 日

各 位

会 社 名	太平洋工業株式会社
代表者名	代表取締役社長 小川 哲史
(コード番号	7250 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先	理事 経理部長 渡辺 智
(TEL	0584-93-0117)

株式併合並びに単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更に関する承認決議に関するお知らせ

当社は、2026 年 2 月 26 日付「株式併合並びに単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「当社プレスリリース」といいます。))においてお知らせいたしましたとおり、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。))に第 1 号議案「株式併合の件」及び第 2 号議案「定款一部変更の件」についてそれぞれ付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。))は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。))及び株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。))の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から 2026 年 4 月 12 日までの間、整理銘柄に指定された後、2026 年 4 月 13 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第 1 号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。))について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は、当社プレスリリースに記載のとおりです。

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合比率

当社株式について、27,814,216 株を 1 株に併合いたします。

(3) 減少する発行済株式総数

57,673,109 株

(注 1) 当社は、2026 年 2 月 26 日付の取締役会にて、本株式併合の効力発生日の前日である 2026 年 4 月 14 日付で当社の自己株式 3,639,785 株(2026 年 2 月 3 日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当します。))を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

(4) 効力発生前における発行済株式数

57,673,111 株

(注2) 上記(注1)記載の自己株式の消却後の発行済株式総数を記載しております。

(5) 効力発生後における発行済株式総数

2株

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

8株

(7) 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、株式会社CORE（以下「公開買付者」といいます。）以外の株主の皆様
の保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が当社の株主を公開買付者のみとすることを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであること、及び当社株式が2026年4月13日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2026年4月14日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様
の所有する当社株式の数に公開買付者が2025年7月28日から2026年1月26日までを公開買付けの買付け等の期間として実施した当社株式及び本新株予約権（注3）に対する公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同額である3,036円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

（注3）「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- ① 2011年6月18日の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権
（行使期間は2011年8月2日から2061年7月31日まで）
- ② 2012年6月23日の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権
（行使期間は2012年8月2日から2062年7月31日まで）
- ③ 2013年6月15日の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権
（行使期間は2013年8月2日から2063年7月31日まで）
- ④ 2014年6月14日の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権

(行使期間は2014年8月2日から2064年7月31日まで)

⑤ 2015年6月13日の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権
(行使期間は2015年8月4日から2065年8月3日まで)

⑥ 2016年6月18日の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権
(行使期間は2016年8月2日から2066年8月1日まで)

⑦ 2017年6月17日の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権
(行使期間は2017年8月2日から2067年8月1日まで)

⑧ 2018年6月16日の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権
(行使期間は2018年8月2日から2068年8月1日まで)

② 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称
株式会社CORE (公開買付者)

③ 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を含む本取引の実行に係る資金を、株式会社日本政策投資銀行(以下「DBJ」といいます。)、株式会社大垣共立銀行(以下「大垣共立銀行」といいます。)(所有株式数:2,671,093株、所有割合(注4):4.62%)及び株式会社十六銀行(以下「十六銀行」といいます。)(所有株式数:2,619,956株、所有割合:4.53%)を割当先とするA種優先株式(無議決権株式)(注5)の第三者割当増資、公開買付者によるDBJを割当先とするB種優先株式(無議決権株式)(注6)の第三者割当増資、及び公開買付者による岐建株式会社(以下「岐建」といいます。)(所有株式数:2,344,994株、所有割合:4.06%)を割当先とするD種優先株式(無議決権株式)(注7)の第三者割当増資並びに株式会社三菱UFJ銀行(以下「三菱UFJ銀行」といいます。)からの借入れにより賄うことを予定しているとのことです。当社は、公開買付者がDBJ、大垣共立銀行及び十六銀行よりそれぞれ取得したA種優先株式に係る出資証明書、DBJより取得したB種優先株式に係る出資証明書及び岐建より取得したD種優先株式に係る出資証明書、並びに三菱UFJ銀行からの借入れに関する融資証明書を確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。

また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払についても、この資金から賄うことを予定しており、当該支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、当社は、公開買付者による端数相当株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(注4)「所有割合」とは、当社が2025年7月25日に公表した「2026年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2025年6月30日現在の当社の発行済株式総数(61,312,896株)に、(i)2025年6月30日現在残存する本新株予約権の合計である1,184個の目的となる当社株式数(118,400株)を加算した数(61,431,296株)から、(ii)2025年7月25日現在の当社が所有する自己株式数(3,639,647株)を控除した株式数(57,791,649株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。)をいいます。

(注5) A種優先株式は、無議決権株式、かつ、普通株式に優先して剰余金の配当及び残余財産の分配を受けられる旨の定めがある優先株式であり、取得請求権（A種優先株主が公開買付者に対して金銭を対価としてA種優先株式を取得することを請求する権利）及び取得条項（公開買付者がA種優先株主から金銭を対価としてA種優先株式を取得できる権利）が定められる予定とのことですが、普通株式への転換請求権（公開買付者がA種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株主が公開買付者の普通株式の交付を請求できる権利）は定められない予定とのことです。

(注6) B種優先株式は、無議決権株式、かつ、普通株式に優先して剰余金の配当及び残余財産の分配を受けられる旨の定めがある優先株式であり、取得請求権（B種優先株主が公開買付者に対して金銭を対価としてB種優先株式を取得することを請求する権利）、取得条項（公開買付者がB種優先株主から金銭を対価としてB種優先株式を取得できる権利）及び普通株式への転換請求権（公開買付者がB種優先株式を取得するのと引換えに、B種優先株主が公開買付者の普通株式の交付を請求できる権利）が定められる予定とのことです。

(注7) D種優先株式は、無議決権株式、かつ、普通株式に優先して剰余金の配当及び残余財産の分配を受けられる旨の定めがある優先株式であり、取得請求権（D種優先株主が公開買付者に対して金銭を対価としてD種優先株式を取得することを請求する権利）及び取得条項（公開買付者がD種優先株主から金銭を対価としてD種優先株式を取得できる権利）が定められる予定ですが、普通株式への転換請求権（公開買付者がD種優先株式を取得するのと引換えに、D種優先株主が公開買付者の普通株式の交付を請求できる権利）は定められない予定とのことです。なお、公開買付者は、①岐建を割当先とするD種優先株式の第三者割当増資における公開買付者のD種優先株式の1株当たりの払込価額を定めるに当たっては、当社株式の価値は、本公開買付価格と同一の価格で評価した上で、実際に本公開買付価格よりも有利な条件とならない払込価額を設定する予定であること、及び②当該第三者割当増資は公開買付者に対する本取引の実行に必要となる資金への充当を目的とするものであって、岐建による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。

④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2026年4月下旬又は5月上旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合算数に相当する当社株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年5月中旬又は下旬を目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2026年7月上旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合算数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である2026年4月14日時点の当社の最終の株主名簿における各株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付す

る予定です。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は、当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2026年4月15日に効力が発生する予定です。

- （1）本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は8株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- （2）本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は2株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第6条（単元株式数）、第7条（単元未満株主の売渡請求）及び第8条（単元未満株主の権利制限）の全文を削除して、これらの変更に伴う条数の繰上げを行うとともに、定款第9条（株主名簿管理人）及び第10条（株式取扱規程）を変更するものであります。
- （3）本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第11条（基準日）及び第14条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2026年3月24日（火）
② 整理銘柄指定日	2026年3月24日（火）
③ 当社株式の最終売買日	2026年4月10日（金）（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	2026年4月13日（月）（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	2026年4月15日（水）（予定）

以 上